

# 10 南富良野小学校 いじめ防止基本方針 ～子どもをまんやかに、誰一人も取り残さない学校をめざして～

令和7年12月1日改定

はじめに（南富良野小学校の考え方）

南富良野小学校は、合言葉「まほうかけあいだ」を大切に、子ども一人一人が安心して学び、挑戦できる学校づくりを進めています。

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題です。だからこそ私たちは、「早く気づく」「小さなサインを見逃さない」「一人で抱え込まない」ことを大切に、学校全体で支え合います。本方針は、教職員・保護者・地域が共通理解をもち、子どもを守り育てるための約束です。

## 第1章 いじめの定義と基本姿勢

### 1 基本姿勢

- ・いじめは、どんな理由があっても許されません。子どもの「つらい」「苦しい」という気持ちを最優先し、いじめは、見えにくい形でも必ず対応します。そして学校は、子どもを必ず守ります。
- ・児童一人ひとりの良さに気づく「まなざし（ま）」、安心感を与える「ほほえみ（ほ）」、支え合う「かかわり（か）」と「ケア（け）」を基盤に、いじめを許さない、そしていじめを生まない「学びと成長のワンダーランド」を築きます。

### 2 いじめの考え方

いじめとは、「何度も」「一方的に」「心や体がつらくなる」関わりのことです。けんかやふざけ合いに見えても、つらい思いをしている子がいれば、いじめとして考えます。

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童が**心身の苦痛を感じているもの**を指します。

#### ・主観の重視

形式的に判断せず、被害児童の立場に立ち、本人が否定していても周辺状況から客観的に判断します。

#### ・遊び・けんかの峻別

「ふざけ合い」に見えても、内実に被害がある場合はいじめとして認知します。

### 3 南富良野小の強み（まほうかけあいだ）

「安心して挑戦できる学びと成長のワンダーランド」実現のため、以下の姿勢を徹底します。

- ・まなざし（ま）：子どもの良さ・成長・変化に気づき、承認する。
- ・ほほえみ（ほ）：心理的安全性を確保し、温かい人間関係を広げる。

- ・ケア（け）：学習面と心の面から個別最適化された支援を行う。

## 第2章 いじめの未然防止

本校は、いじめを決して許さない雰囲気をつくり、全ての児童が「自分が必要とされる存在である」と感じられる「いじめゼロ文化」の定着を目指します。その基盤として、心理的安全性の確保と、多様性を認め互いに支え合う「まほうかけあいだ」の精神を教育活動全体で推進します。

### 1 心理的安全性の高い学級づくり

- ・SEL（社会性・情動学習）の実施

感情の認識や対人関係スキルを系統的に指導し、レジリエンス（回復力）を育みます。

- ・UDL（学びのユニバーサルデザイン）

全ての児童が「わかる・できる」授業をデザインし、学習上の挫折からくるストレスを軽減します。

### 2 傍観者を出さない環境

- ・いじめを「被害・加害・観衆・傍観者」の4層構造で捉え、傍観者が「相談者」や「仲裁者」となれるよう指導します。

- ・情報発信者の保護

相談した児童の秘密を厳守し、声を上げた児童を必ず守ります。

### 3 児童が主体となる取組

児童一人ひとりが「まほうかけあいだ」を合言葉に、互いを大切にする温かい人間関係を築きます。

- ・「まほう」の言葉の実践

相手の良さに気づく「まなざし（ま）」をもち、温かい「ほほえみ（ほ）」や「あいさつ（あ）」を交わすことで、互いを認め合います。

- ・主体的な「いじめゼロ」への関わり

学級会や児童会活動を通じ、いじめの問題を自分事として考え、議論することで、いじめに正面から向き合います。

- ・傍観者からの脱却

いじめを見たり感じたりしたときは、見て見ぬふりをせず、勇気をもって教職員や友達に知らせる、またはやめさせることの大切さを学びます。

- ・支え合い（かかわり）

縦割り清掃や異学年交流などを通じて、自分とは異なる学年や特性をもつ仲間を思いやり、助け合う力を育みます。

#### 4 教職員が主導する取組

教職員は「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を児童に示し、組織として「チーム学校」で未然防止にあたります。

- **心理的安全性の高い学級経営**

失敗を肯定し、間違いを笑わない温かな雰囲気をつくることで、児童が安心して挑戦できる環境を整えます。

- **SEL（社会性・情動学習）とレジリエンス教育**

感情の自己調整や対人スキルを系統的に指導し、困難に直面しても立ち直れる「折れない心」を育てます。

- **UDL（学びのユニバーサルデザイン）の実践**

視覚化や構造化を行い、全ての児童が「わかる・できる」授業をデザインすることで、学習上の挫折からくるストレスを軽減します。

- **情報発信者の徹底保護**

いじめを知らせてくれた児童の秘密を厳守し、情報源を絶対に明かさないことで、児童が安心して相談できる環境を保証します。

- **人権感覚の向上**

教職員自らが児童を傷つける言動や差別的な態度をとらないよう、常に自己点検を行い、人権感覚を高めます。

#### 5 保護者が連携する取組

保護者は、子の教育に関する第一義的責任を自覚し、学校と共通の認識をもって児童の健やかな成長を支えます。

- **「まほうの声かけ」の実践**

家庭においても、結果だけでなく頑張っている過程に「まなざし（ま）」を向け、肯定的な言葉をかけることで児童の自己肯定感を育みます。

- **規範意識と倫理観の育成**

生命を大切にする心や他者を思いやる心など、社会生活上のルールやマナーを身に付けさせるよう努めます。

- **メディアバランスの確保**

「家庭学習ルール」や「メディアバランス週間」を通じ、インターネット利用を適切に管理し、規則正しい生活習慣を整えます。

- **変化の察知と早期相談**

家庭での生活の様子を注意深く見守り、小さな変化や不安の兆候に気づいた際は、すぐに学校や

関係機関に相談します。

### 第3章 いじめの早期発見・早期対応

「小さなサイン」に気づき、組織として迅速に初動対応を行います。

#### 1 早期発見の仕組み

- 定期アンケートと個人面談

年2回以上のアンケートを実施し、その直後に全員と個人面談を行います。

- 言葉以外のサイン察知

筆圧の変化、挨拶のトーン、食欲、体調など、言語化できないSOSを観察します。

- 1人1台端末の活用

相談窓口「おなやみポスト」等を周知し、訴えやすい体制を整えます。

#### 2 迅速な組織的対応

- 情報の集約

些細な兆候でも担任一人で抱え込まず、直ちに管理職へ報告し「いじめ防止等対策委員会」を開催します。

- 情報の可視化

「気になる子シート」等を用いて、教職員間で迅速に情報を共有します。

### 第4章 いじめへの措置

事実関係を正確に把握し、被害児童を守り抜き、加害児童には毅然とした指導と成長支援を行います。

#### 1 被害児童への支援

- 徹底した守り

安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学習場所の変更や、スクールカウンセラーによる心のケアを行います。

- 継続的な見守り

いじめが「解消」したと判断した後も、少なくとも3か月間は状況を注視します。

#### 2 加害児童への指導

- 毅然とした対応

形式的な謝罪で終わらせず、行為の重大性を理解させ、行動変容を促します。

- 背景のアセスメント

攻撃性の背景にあるストレスや特性を分析し、個別の指導計画に基づいた支援を行います。

### 【補足】加害児童への対応における視点

加害児童への指導にあたっては、行為の責任を明確にしつつも、人格否定や排除につながる対応を行わない。加害児童もまた発達段階にある子どもであることを踏まえ、再発防止と成長を目的とした指導・支援を行う。

### 3 重大事態への対応

- 生命、心身、財産に重大な被害の「疑い」が生じた場合、または年間 30 日を目安とする不登校傾向がある場合は、直ちに「重大事態」として調査を開始します。

## 第 5 章 校内体制と関係機関との連携

学校・家庭・地域・専門機関が「社会総がかり」で児童を守る体制を構築します。

### 1 学校いじめ対策組織（いじめ防止等対策委員会）

#### • 構成

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等。

#### • 役割

未然防止計画の策定、事案の認知、情報の集約、解消の判断。

### 2 家庭・地域との協働

#### • 学校運営協議会（CS）の活用

地域の「まなざし」を学校経営に反映し、地域全体で見守る体制を強化します。

#### • 家庭との連携

「メディアバランス週間」や「家庭学習ルール」を通じ、規則正しい生活習慣と情報モラルを共有します。

### 3 専門機関・警察との連携

- 犯罪行為に該当するいじめや、生命に重大な危険がある場合は、躊躇なく所轄警察署に通報し、援助を求めます。
- 児童相談所、医療機関等と「顔の見える関係」を日常的に構築します。

相談施設名	窓口	連絡先
南富良野町立南富良野小学校	担任・養護教諭・教頭・校長	0167 52 2311
南富良野町教育委員会	学校教育	0167 52 2145
南富良野町子育て世代包括支援		0167 52 2211

センター		
旭川児童相談所		0166 23 8195
児童相談所虐待対応ダイヤル		189
24時間子どもSOSダイヤル		0120 0 78310
子ども相談支援センター		0120 3882 56
チャイルドライン支援センター		0120 99 7777
子ども人権110番		0120 007 110
少年相談110番（北海道警察）		0120 667 110
※緊急性が高い場合はためらわずに警察（110）へ連絡を！		

# 南富良野町立南富良野小学校いじめ重大事態発生時対応

令和8年1月1日

本校におけるいじめ重大事態対応は、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠するとともに、こども家庭庁「いじめ重大事態に関する留意事項」を踏まえ、「子どもの権利を守る」「子どもを中心に据える」ことを最優先に対応する。調査や説明は目的ではなく、被害を受けた子どもが安心と尊厳を回復するための手段であることを、全教職員が常に確認する。

本校は、手続きの正確さや学校としての説明責任よりも、被害児童の生命・心身の安全、心理的負担の軽減、最善の利益を常に判断の基準とする。

すべての教職員は、「調査のために子どもがいるのではなく、子どもを守るために調査がある」という原則を共有し、組織として誠実に対応する。

## 第1章 重大事態とは何か

本章では、いじめ防止対策推進法及び国（文部科学省）の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」に基づき、学校が対応すべき「重大事態」の考え方を分かりやすく示す。

### 1 重大事態の基本的な考え方

重大事態とは、いじめにより、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた、又は生じるおそれがある場合、もしくはいじめを原因として、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合をいう。

ここで最も重要な点は、事実が確定していなくても、「その可能性が否定できない段階」であれば、重大事態として対応を開始することである。本校では、子どもの安全を守ることを最優先とし、「様子を見る」という判断を行わない。

### 2 生命・心身・財産に関わる重大事態

次のような状況が見られる場合は、生命・心身・財産に重大な影響が生じている、又は生じるおそれがあるものとして、重大事態に該当する。

- ・自殺をほのめかす言動や、強い希死念慮が認められる場合 ・著しい不安、恐怖、抑うつ状態が続き、日常生活に支障が出ている場合
- ・暴力行為、性的被害、重大な人権侵害が疑われる場合 ・金品の強要、破壊、重大な経済的被害が生じている場合

これらは、児童本人の訴えだけでなく、保護者の相談や教職員の気づきから把握されることも多く、複数の情報を総合して判断する。

### 3 不登校に関わる重大事態

いじめを原因として、児童が相当期間（おおむね 30 日程度を目安）学校を欠席している、又は欠席が続くおそれがある場合は、不登校重大事態として扱う。

この場合、単に欠席日数のみで判断するのではなく、・登校に対する強い不安や恐怖があるか・いじめとの因果関係が疑われるか・家庭や医療機関等との関係で生活に支障が出ているかといった状況を丁寧に確認する。

### 4 「疑いの段階＝発生」という考え方

重大事態への対応は、いじめの有無や因果関係が明確になってから開始するものではない。「いじめが原因ではないか」「重大な影響が出ているのではないかと疑われる時点で、重大事態が発生したものとして扱い、校長は速やかに教育委員会へ報告し、組織的な対応に移行する。

この考え方は、後から取り返しのつかない事態を防ぐためのものであり、子どもの命と尊厳を守るための国の基本姿勢である。

本校は、この国の考え方を重く受け止め、重大事態を決して過小評価せず、迅速かつ誠実に対応する。

## 第2章 南富良野小学校における、いじめが疑われる場合の基本的な対応の流れ

### 1 いじめ事案基本対応

段階	内容	主対応
STEP1	気づき・相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の訴えを受け止める</li><li>・友達、保護者からの相談を受理する</li><li>・教職員が日常の変化に気づく</li></ul>
STEP2	すぐに共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・担任一人で抱え込まない</li><li>・管理職、生徒指導担当へ速やかに報告する</li></ul>
STEP3	安全を最優先	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害児童の心と体の安全を確保する</li><li>・安心できる居場所や関わりを保障する</li></ul>
STEP4	組織で対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校いじめ対策組織で情報を共有する</li><li>・事実を丁寧に確認し、対応方針を決定する</li></ul>
STEP5	保護者と連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・事実を基に説明する</li><li>・家庭と連携し、子どもを一緒に支える</li></ul>
STEP6	見守り・フォロー	<ul style="list-style-type: none"><li>・解消後も継続的に見守る</li><li>・再発防止に向けた指導・支援を行う</li></ul>

## 2 いじめ重大事態基本対応

段階	内容	対応
1	重大事態の疑いを認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺念慮、深刻な心身不調、著しい不安や恐怖、長期欠席などの状況を把握する</li> <li>・児童や保護者の訴え、教職員の気づきを重く受け止める</li> <li>・事実が確定していなくても「疑い」の段階で重大事態として扱う</li> </ul>
2	報告・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が速やかに教育委員会へ報告する</li> <li>・教育委員会と連携し、設置者としての対応方針を確認する</li> <li>・必要に応じて関係機関（警察、児童相談所等）と連携する</li> </ul>
3	安全・ケアの最優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童の生命と安全を最優先に確保する</li> <li>・登校環境や人間関係の調整を行う</li> <li>・スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを継続的に行う</li> </ul>
4	調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の判断のもと、事実を正しく把握するための調査を行う</li> <li>・公平性・中立性を確保するため、第三者や専門家を含めた体制を整える</li> <li>・児童・保護者に調査の目的や方法を丁寧に説明する</li> </ul>
5	説明・再発防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果を被害児童及び保護者に誠実に説明する</li> <li>・調査結果を踏まえ、再発防止策を策定する</li> <li>・学校全体で共有し、指導体制や教育活動の改善につなげる</li> </ul>
<p>※生命や心身に重大な影響が生じている、又は生じるおそれがある場合には、学校はためらうことなく重大事態として対応し、教育委員会と緊密に連携する。</p>		

## 3 チェックリスト

### (1) 気づきチェック（早期発見）

観点	チェック項目	具体的な見取り例	チェック
心の様子	表情が暗い、元気がない	笑顔が減った、会話が少なくなった、ぼんやりしていることが増えた	
登校状況	学校に行きたがらない	朝になると腹痛・頭痛を訴える、登校前に不安が強くなる	
持ち物	持ち物が壊れる・なくなる	文房具や衣服が頻繁に壊れる、理由を話したがない	
人間関係	一人でいることが増えた	休み時間に孤立している、友達関係が急に変	

		わった	
--	--	-----	--

## (2) 学校の対応チェック（初期～継続対応）

観点	チェック項目	確認ポイント	チェック
聴き取り	子どもの話を最後まで聞いた	否定や先入観をもたず、子どもの気持ちを受け止めたか	
共有	一人で判断せず共有した	担任だけで抱え込まず、管理職や生徒指導担当と共有したか	
安全確保	安全を最優先にした	心身の安全、安心できる居場所や環境を確保したか	
家庭連携	保護者と連携した	事実を基に丁寧に説明し、家庭と共通理解を図ったか	
継続支援	継続して見守っている	解消後も定期的に様子を確認しているか	

### 4 大切な約束

見過ごさない ⇒ 「様子を見ましょう」で終わらせず、必ず行動につなげる

決めつけない ⇒ 「大したことない」「気にしすぎ」と決めつけない

必ず動く ⇒ 子どもの訴えがあったとき、学校は組織として必ず対応する

### 5 重大事態判断における留意点

重大事態の判断にあたっては、事実の確定や因果関係の厳密な判断を優先するのではなく、「子どもに重大な影響が及んでいる可能性があるか」という観点を最も重視する。

児童本人の訴えが明確でない場合であっても、表情・言動・行動の変化、保護者の不安、教職員の気づき等を総合的に捉え、疑いの段階で重大事態として対応を開始する。

## 第3章 いじめ重大事態対応詳細

本章は、いじめ重大事態が発生、又はその疑いが生じた場合に、南富良野小学校がとるべき具体的な対応を示すものである。国（文部科学省）ガイドラインに準拠し、子どもの命と尊厳を最優先に行動する。

### 1 発生直後の初動対応【最重要】（発生～24時間以内）

観点	具体的対応	留意点
安全確保	被害児童生徒の生命・身体の安全を最優先で確	登校・下校、教室配置、人間関

	保する	係に配慮する
心のケア	不安や恐怖に寄り添い、安心できる関係をつくる	無理な聞き取りは行わない
校内報告	担任等は速やかに校長へ報告する	判断を遅らせない
設置者報告	校長が教育委員会へ即時報告する	「疑い」の段階で報告
記録管理	経過・発言・対応を時系列で記録する	記録の改変・廃棄は禁止
保護者対応	窓口を管理職に一本化する（管理職）	情報の食い違いを防止

## 2 報告・連携フロー

連携先	主内容	留意点
教育委員会	重大事態報告、対応方針協議	随時情報共有
町長	設置者としての報告	教育委員会経由で実施
警察	犯罪性が疑われる場合	命・安全最優先
SC・SSW	心理・福祉的支援	継続的支援体制

## 3 調査の実施

観点	内容	留意点
調査主体	設置者又は学校	設置者判断を尊重
調査組織	第三者・専門家を含め設置	公平性・中立性
事前説明	調査目的・方法を説明	不安軽減に配慮
調査方法	聞き取り・アンケート・資料確認	誘導的質問を避ける

### 【補足】調査説明における基本姿勢

調査の目的・方法・進め方については、被害児童および保護者に対し、専門用語を避け、分かりやすく丁寧に説明する。説明は「理解を求める場」であり、同意や納得を一方向的に求めるものではない。不安や疑問が残ったまま調査を進めることがないように、必要に応じて説明の機会を複数回設ける。

## 4 調査中の学校

観点	具体的な対応	留意点
支援継続	被害児童への支援を続ける	調査優先にならない
二次被害防止	噂・憶測の抑止	教職員の言動に注意
情報管理	不用意な発言・SNS 発信を禁止	信頼の保持

## 5 調査報告・説明

観点	内容	留意点
報告書	調査結果を文書化	事実と評価を区別
説明	被害児童・保護者へ説明	誠実で丁寧に
公表	必要最小限で判断	個人情報保護

## 6 再発防止・フォロー

観点	内容	留意点
継続支援	被害児童への長期支援	状況に応じて調整
体制見直し	学校体制・方針の改善	組織的検証
研修反映	教職員研修へ反映	学校の学びへ

### 【重要】調査終了後の継続支援

調査の終了や報告書の提出をもって、学校の支援が終了することはない。被害児童が「安心して学校生活を送れている」と実感できるかどうかを最も重視し、状況に応じて長期的な見守りと支援を継続する。

「解消」の判断は、形式的な基準だけでなく、児童本人の受け止めを丁寧に確認したうえで行う。

## 7 二次被害・心理的負担への配慮

被害児童への対応においては、聴き取りや確認を優先するあまり、心理的負担や再トラウマ化を生じさせないよう最大限配慮する。

同一内容を繰り返し語らせることは避け、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門職と連携し、安心感を最優先とした関わりを行う。